



新婚夫婦の新生活を 応援します！

♡補助額

最大30万円

夫婦ともに29歳以下であれば
最大60万円



♡申請期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

♡対象世帯

- ・ 令和6年1月1日～令和7年3月31日までに婚姻届を提出した世帯
 - ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
 - ・ 夫婦の令和5年分の所得の合計金額が500万円未満の世帯
 - ・ 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
 - ・ 令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に支払った費用
 - ・ 婚姻日より前に取得した住宅、実施したリフォームにあっては、婚姻日から1年以内に実施した（発注契約）した費用
- ※裏面のフローチャートをご覧ください。



♡ 対象経費 ♡

1 住宅の取得費用

建物の購入費のみ
(土地の購入費を除く)

2 住宅の賃借費用

賃料、敷金、礼金、補償金等これに類する費用、公益費及び仲介手数料

3 引越費用

引越業者または運送業者に支払った費用

4 リフォーム費用

婚姻を機に実施した修繕、増改築、設備更新等の工事費用

対象世帯のフローチャート

① 令和6年1月1日～令和7年3月31日までに入籍し、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下ですか？

いいえ

はい

② 夫婦の令和5年分の所得の合計金額が500万円未満ですか？

※市区町村が発行する所得証明書で所得を確認してください。

なお、所得が給与のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を参照してください。

いいえ

はい

③ 申請日において、夫婦の住民票の住所が、結婚に伴い新たに生活を送るための辰野町内の住宅の住所となっていますか？

いいえ

はい

④ 夫婦の双方又は一方が、過去に辰野町や他の自治体で、この制度に基づく補助金の交付を受けたことがありますか？

いいえ

はい

⑤ 夫婦ともに辰野町に滞納はありませんか？

いいえ

はい

⑥ 令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に支払った費用ですか？

いいえ

はい

対象世帯ではありません

対象世帯となる可能性がありますので、下記窓口までご相談ください



申請・問い合わせ先

辰野町役場まちづくり政策課
企画経営室

長野県上伊那郡辰野町中央1番地

Tel. 0266-41-1111

FAX 0266-41-3976

詳しくはホームページ
をご覧ください。

<https://www.town.tatsuno.lg.jp>